

## 学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成19年9月25日(水) 13:00～14:30
2. 場 所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 丹野(議長), 岡井, 南條, 和田, 藁科, 小川, 須藤, 加藤の各委員  
欠席者 石戸谷, 小田切, 櫛引, 佐藤の各委員  
事務局陪席 上戸総務部長, 佐藤総務課長, 小田桐総務G係長,  
瀬成田法規評価G主任

### 4. 配付資料

- 資料1 学長選考会議に関する読売新聞(19.8.24)の記事
- 資料2 学長選考会議(9/25)の検討事項
- 資料3 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程新旧対照表(案)  
(19.4.19 配付資料1)

- ◎ 議長から、前回会議(7月23日開催)の議事要録(案)について確認され、異議なく了承された。

### 5. 審議事項

#### 議題1 学長候補者選考規程の見直しについて

議長から、山形大学等の学長選考について、資料1のとおり8月24日の読売新聞に掲載されたので、参考までに配付した旨の発言があった。

引き続き、議長から、資料2に基づき、国立大学法人弘前大学学長選考会議規則(試案)について説明があった後、次のような意見交換があった。

- 以前所属していた大学では、理事を委員に加えていなかった。他の大学でも、ほとんどが理事を加えていないのではないかと。理事は学内者と見なされることから、学内者と学外者のバランスが崩れるのではないかと。
- 他の大学で理事を加えているところがどのくらいあるのか情報はもっていないが、本学では、理事は学長の身近にいて、状況をよく把握できる立場にあることから、理事を委員に加えることとした。
- 法人化当初は、理事5名のうち、1名が非常勤であったことから、最初の学長選考会議で理事4名を加えることを決定し、現在に至っている。現在は、理事5名全員が常勤となっていることから、このことも考慮して第2条の委員の数を検討する必要がある。
- 学内意向投票を行うのか、行わないのかによって、委員の構成(人数や理事を加えるかどうか)を検討していかなければならないのではないかと。

引き続き、議長から、資料3に基づき、本年4月まで検討していた学長選考規程の改正案について説明があった後、学内意向投票の実施について、次のような意見交換があった。

- 法人化前は、学内構成員の意見を聴きながら、学長選挙が当たり前に行われていたが、法人化されて学長は「経営」という新しい能力を求められることにな

ったため、学外者を加えた学長選考会議が選考することとなった。ここの間のギャップがはっきりしないまま、他の大学で学長選挙（学内意向投票）を行っているので、いろんな問題が出ていると考える。大学のトップが「経営」まで携わるとなれば、構成員がある程度反対しても改革を進めていかなければいけない。構成員は、どちらかといえば現状維持という考えが強いことから、意向投票によって選考された学長は、改革をなかなか進めることができないのではないか。

- 2回も意向投票を行えば、やはり「選挙」という意味合いが強くなり、投票する者は、この投票が学長候補者を決める手段だと思ってしまうのではないか。また、そうなれば、他大学の事例のように、次点者が選考された場合は、相当なクレームが来るのではないか。よって、意向投票は1回でよいのではないか。
- 学内の支持が極端に少ない者を学長に選考すれば、大学の運営に支障を来すおそれがあるので、やはり少なくとも1回は意向投票を行う必要があると思う。
- 本会議の構成員を増員し、体制を強化することで、意向投票を1回のみとするとともに、意向投票の結果は、あくまでも参考データであり、候補者の最終決定は本会議が行うことを明確にすれば、他大学のような問題は生じないのではないか。
- 理事を委員に加えることについても、学内からの理事と学外からの理事の人数のバランスを見直す必要があると思う。

以上の意見交換の後、学内意向投票の実施については、他大学の裁判の様子を見ながら、今後の議論を進めていくこととなった。

## 6. 次回の開催について

議長から、次回の会議は、10月29日（月）を候補とし、各委員の日程を調整した上で開催することとしたい旨の発言があり、異議なく了承された。

以 上